

【栄養教諭】

(その1)

(答えはすべて解答用紙に記入しなさい。)

1 次の各問いに答えなさい。

- (1) 次の文章は、「小学校学習指導要領(平成29年3月告示)」で示された「第一章 総則」の一部である。(①)～(⑥)にあてはまる最も適切な語句を答えなさい。

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

1 略

2 (1)・(2) 略

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに(①)の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、(②)、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの(③)に応じて適切に行うよう努めること。

～中略～

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を(④)な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を(⑤)してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「(⑥)」という。)に努めるものとする。

- (2) 次の文章は、学校給食法の条文の一部である。(①)～(③)にあてはまる最も適切な語句を答えなさい。

第8条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な(①)その他の学校給食の(②)及び学校給食を適切に実施するために必要な事項(次条第1項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準(次項において「学校給食実施基準」という。)を定めるものとする。

～中略～

第9条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、(③)の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

～以下省略～

- (3) 次の各文は、鳥取県教育委員会が作成し、令和4年3月に改訂した「特別支援教育の手引」に記載された内容の一部である。**誤った内容**を次の①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

① 鳥取県では、特別支援学級においては、自立活動の時間における指導を教育課程に位置付けることとしている。

② 特別支援学級の教育課程については、小学校・中学校の教育課程と知的障がい特別支援学校の教育課程の基本的事項を理解した上で、適切に編成する。

③ 特別支援学級においては、特別の教育課程を編成する場合、知的障がいの有無にかかわらず、各教科について、小・中学校の学習指導要領に基づく当該学年の教科の内容で対応するのが難しい場合は、各教科の目標・内容を、下学年の目標・内容に替えることができる。

④ 学習評価に関する基本的な考え方は、障がいの有無にかかわらず、どの児童生徒においても同様である。

⑤ 学習指導要領において、小学校・中学校の各教科と同様に、知的障がい特別支援学校小学部・中学部の各教科も学年別に内容を示している。

【栄養教諭】

(その2)

(答えはすべて解答用紙に記入しなさい。)

2 栄養管理に関する次の各問いに答えなさい。

- (1) 次の文章は、「日本人の食事摂取基準（2025年版）」策定検討会報告書における「I 総論」の「1-3 指標の目的と種類」に記載された内容の一部である。(①) ～ (③) にあてはまる適切な語句を答えなさい。なお、同じ番号の () には、同じ語句が入るものとする。

●エネルギーの指標

エネルギーについては、エネルギー摂取の過不足の回避を目的とする指標を設定する。

●栄養素の指標

栄養素の指標は、3つの目的からなる5つの指標で構成する。具体的には、摂取不足の回避を目的とする3種類の指標、過剰摂取による健康障害の回避を目的とする指標及び生活習慣病の (①) を目的とする指標から構成する。

～中略～

摂取不足の回避を目的として、「推定平均必要量」を設定する。推定平均必要量は、半数の者が必要量を満たす量である。推定平均必要量を補助する目的で「(②)」を設定する。(②) は、ほとんどの者が充足している量である。

十分な科学的根拠が得られず、推定平均必要量と (②) が設定できない場合は、「目安量」を設定する。目安量は、一定の栄養状態を維持するのに十分な量であり、目安量以上を摂取している場合は不足のリスクはほとんどない。

過剰摂取による健康障害の回避を目的として、「耐容上限量」を設定する。十分な科学的根拠が得られない栄養素については設定しない。

一方、生活習慣病の (①) を目的として食事摂取基準を設定する必要がある栄養素が存在する。しかしながら、そのための方法論に関する議論はまだ十分ではない。そこで、これらの栄養素に関して、「生活習慣病の (①) のために現在の日本人が当面の目標とすべき摂取量」として「(③)」を設定する。

～以下省略～

- (2) 次の文章は、「学校給食実施基準の一部改正について」（令和3年2月 文部科学省初等中等教育局長通知）で示された「3 学校給食の食事内容の充実等について」の内容の一部である。(①) ～ (④) にあてはまる適切な語句を答えなさい。

(1) 学校給食の食事内容については、学校における食育の推進を図る観点から、学級担任や教科担任と栄養教諭等とが連携しつつ、(①) はもとより、各教科等において、学校給食を活用した食に関する指導を効果的に行えるよう配慮すること。また、食に関する指導の (②) と各教科等の年間指導計画等とを関連付けながら、指導が行われるよう留意すること。

～中略～

(7) 望ましい生活習慣を形成するため、適度な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠という生活習慣全体を視野に入れた指導に配慮すること。また、(③) の摂取過剰や鉄の摂取不足など、学校給食における対応のみでは限界がある栄養素もあるため、望ましい (④) について、児童生徒への食に関する指導のみならず、家庭への情報発信を行うことにより、児童生徒の食生活全体の改善を促すことが望まれること。

【栄養教諭】

(答えはすべて解答用紙に記入しなさい。)

(3) 表1は、(2)に関連して、令和3年4月に施行された一部改正後の学校給食実施基準における児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準の一部である。(①)～(⑦)にあてはまる数字の組み合わせとして最も適切なものを下の(ア)～(オ)から一つ選び、記号で答えなさい。なお、同じ番号の()には同じ数字が入るものとする。

表1

| 区 分 | 基 準 値 | | | |
|-------------------------|----------------------------|-------------|---------------|---------------|
| | 児童(6～7歳)の場合 | 児童(8～9歳)の場合 | 児童(10～11歳)の場合 | 生徒(12～14歳)の場合 |
| エネルギー(kcal) | 530 | (①) | 780 | 830 |
| たんぱく質(%) | 学校給食による摂取エネルギー全体の13～(②)% | | | |
| カルシウム(mg) | 290 | 350 | 360 | (③) |
| 鉄(mg) | (④) | 3 | 3.5 | 4.5 |
| ビタミンA(μgRAE) | 160 | 200 | (⑤) | 300 |
| ビタミンB ₂ (mg) | (⑥) | (⑥) | 0.5 | 0.6 |
| 食物繊維(g) | 4以上 | 4.5以上 | 5以上 | (⑦)以上 |

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|---|
| (ア) | 620 | 25 | 400 | 2.5 | 250 | 0.4 | 6 |
| (イ) | 650 | 20 | 450 | 2 | 240 | 0.4 | 7 |
| (ウ) | 650 | 25 | 400 | 2 | 250 | 0.3 | 7 |
| (エ) | 620 | 20 | 450 | 2.5 | 240 | 0.3 | 6 |
| (オ) | 650 | 20 | 400 | 2.5 | 250 | 0.4 | 6 |

3 衛生管理に関する次の各問いに答えなさい。

(1) 次の文章は、「学校給食衛生管理基準」(平成21年3月 文部科学省告示)における「第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準」の一部である。(①)～(④)にあてはまる最も適切な語句を下の(ア)～(ク)からそれぞれ一つずつ選び、記号で答えなさい。

- ・衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生、食品の衛生及び(①)の衛生の日常管理等に当たること。
- ・校長等は、学校保健委員会等を活用するなどにより、栄養教諭等、保健主事、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長等の専門家及び(②)が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図ること。
- ・調理及び(③)に当たっては、せき、くしゃみ、髪の毛等が食器、食品等につかないよう専用で清潔な調理衣、エプロン、マスク、帽子、履物等を着用すること。
- ・作業開始前、用便後、汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する前、食品に直接触れる作業の開始直前及び生の食肉類、魚介類、卵、(④)の野菜類等に触れ、他の食品及び器具等に触れる前に、手指の洗浄及び消毒を行うこと。

- (ア) 児童生徒 (イ) 調理後 (ウ) 配送 (エ) 学校給食調理員 (オ) 保護者
 (カ) 調理前 (キ) 配食 (ク) 物資納入業者

(2) 表2は、細菌性食中毒の原因菌と特徴をまとめたものである。(①)～(③)にあてはまる適切な名称を答えなさい。

表2

| 原因菌 | 特 徴 |
|-------|---|
| (①) | 爬虫類から哺乳類及び鳥類まで広く動物界及び自然界(川、下水、湖など)に分布する。生肉、特に鶏肉と卵を汚染することが多く、潜伏期は6～72時間で、腹痛、下痢、発熱、嘔吐などが主な症状。 |
| (②) | 牛などの反芻類の腸管内に生息する。糞尿を介して様々な食材や水を汚染する。牛肉をはじめとして、野菜、果物、ジュースなど多様な食品が原因食品となり、潜伏期は1～10日と長く、激しい腹痛、血便などが主な症状。重症では溶血性尿毒症症候群や脳症を併発し致命的になることがある。 |
| (③) | 家畜や家禽の腸管内に生息し、食肉(特に鶏肉)、臓器や水を汚染する。潜伏期は1～7日と長く、発熱、倦怠感、頭痛、吐き気、腹痛、下痢、血便などが主な症状。食肉(特に鶏肉)、飲料水、生野菜などが原因食品となる。 |

【栄養教諭】

(答えはすべて解答用紙に記入しなさい。)

- (3) 次の各文は「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」(平成23年3月 文部科学省)に記載されている「野菜の皮剥き・洗浄」の基本的な考え方の一部である。①~④の下線部について正しければ○を、誤っている場合は正しい語句をそれぞれ答えなさい。

- ・泥つきの野菜については、①調理室の泥落としシンクや球根皮剥機で泥を落としてから、下処理室に搬入すること。
- ・シンクの大きさに合わせ、②食品の入れすぎによる洗浄不足に注意し、水の循環をよくしながら、十分な流水で確実に洗浄すること。
- ・ごぼう等のあくの強い食品やじゃがいも等のでんぶんの多い食品は、③腐敗防止のため皮を剥いた後、水に浸すこと。
- ・根菜類の皮剥き後は、水を循環させた3槽シンクで④すすぎ洗いをする。

4 食物アレルギーに関する次の各問いに答えなさい。

- (1) 次の各文章は、「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省)における「3 献立の作成と検討」に記載された内容の一部である。食物アレルギーの対応として誤っているものを次の(ア)~(カ)から二つ選び、記号で答えなさい。
- (ア) 教育委員会等は献立作成委員会等と連携して、献立作成における食物アレルギー対応の基本方針を作成し、定期的に見直しを行う。
- (イ) 特に食物アレルギーの発症数の多い原因食物(卵・乳・小麦・えび・かに)を提供する際は、使用していることが明確な料理や料理名とする。また、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないよう配慮する。
- (ウ) 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供することが望ましいため、完全除去を原則とする学校給食においてはアレルギーの原因食物を含む調味料や添加物であっても完全に除去する。
- (エ) 物資選定委員会等食品選定のための委員会は、献立作成委員会等で決定した原因食物の使用における方針に基づいて食材の選定及び調達を行う。
- (オ) 献立の変更はやむを得ない場合のみとし、児童生徒、保護者及び関係者全員が情報を共有できるよう、食物アレルギー対応委員会で対応方法を決定し、献立変更時の対応方法はマニュアルや個別の取組プラン等に記載しておく。
- (カ) 学校で起きた事故については、食物アレルギー対応委員会に報告し、定期的に対応方法の評価、検討を行う。ただし、ヒヤリハット事例については、その必要はない。
- (2) 表3は「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)」(公益財団法人 日本学校保健会)に示された学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の一部を出題の都合上編集したものである。(ア)~(カ)にあてはまる適切な語句を答えなさい。

表3

| 病型・治療 | |
|--|--------------------|
| A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) | |
| 1. (ア) …原因食物を食べて2時間以内に症状が出現。じんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものもある。 | |
| 2. (イ) …食後5分以内にのどのかゆみ、口の中のイガイガなどの症状が誘発される。多くは局所の症状のみで治療も不要である場合が多い。 | |
| 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー | |
| B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) | |
| ~中略~ | |
| C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 | |
| 【除去根拠】 該当するもの全てを()内に記載 ①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取 | |
| 1. 鶏卵 () | 7. 木の実類 () |
| 2. 牛乳・乳製品 () | 8. 果物類 () |
| 3. 小麦 () | 9. (エ) () |
| 4. (ウ) () | 10. 肉類 () |
| 5. ピーナッツ () | 11. その他1 () |
| 6. 甲殻類 () | 12. その他2 () |
| D 緊急時に備えた処方箋 | |
| 1. (オ) | 2. (カ) 3. その他 |

【栄養教諭】

(その5)

(答えはすべて解答用紙に記入しなさい。)

5 食育に関する次の各問いに答えなさい。

- (1) 次の文章は、「第4次食育推進基本計画」(令和3年3月 農林水産省)で示された食育の推進に関する施策についての基本的な方針の一部である。(①)～(⑤)にあてはまる適切な語句を答えなさい。なお、同じ番号の()には同じ語句が入るものとする。

食育を推進することは、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことに資するとともに、国民の食生活が(①)の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な(②)に支えられていることへの感謝の念や理解を深めることにつながるものであり、(③)な社会の実現に向けた重要な取組である。

食育により、国民の健全な食生活の実現や、その実現を支える地域社会の活性化、豊かな(④)の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに(⑤)の向上を図り、それらを通じて、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指すとともに、社会全体で連携・協働して(③)な食料システム(フードシステム)を構築することが期待されている。

- (2) 表4は、「第4次食育推進基本計画」(令和3年3月 農林水産省)で示された食育の推進に当たっての目標の一部を表にまとめたものである。(①)～(④)にあてはまる最も適切な数字を答えなさい。

表4

| 具体的な目標値 | 現状値(令和2年度) | 目標値(令和7年度) |
|---|------------|------------|
| 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合 | 36.4% | (①)%以上 |
| 朝食を欠食する子供の割合 | 4.6%* | (②)% |
| 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数 | 月9.1回* | 月(③)回以上 |
| 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合 | - | (④)%以上 |

※は令和元年度の数値

6 「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」(平成31年3月 文部科学省)に関する次の各問いに答えなさい。

- (1) 次の各文は「第3章 食に関する指導に係る全体計画の作成」に記載された内容の一部を出題の都合上編集したものである。(ア)～(エ)から誤っているものを一つ選び、記号で答えなさい。
- (ア) 食に関する指導を実践する際、自校の「食に関する指導目標」を達成するために、「いつ」「誰が」「どのように」行うのかを明確にすることが大切である。
- (イ) 学校の教育目標や児童生徒の実態調査の結果に照らして、段階的に学校における食育の推進状況に関する評価指標を設定する方法がある。
- (ウ) 栄養教諭は、当該の学校や域内の食育のコーディネーターとして、栄養に関する専門性と教育に関する専門性を生かして、家庭や地域との連携・調整の要としての役割を果たし、これらの作業が円滑に進むように取り組むことが必要である。
- (エ) 児童生徒に対する食に関する指導は栄養教諭のみが実施するため、指導内容とその結果を全職員に共有することが大切である。

- (2) 「第6章 個別的な相談指導の進め方」に記載された内容をまとめた次の文章の(①)～(④)にあてはまる適切な語句を答えなさい。なお、同じ番号の()には同じ語句が入るものとする。

栄養教諭が中心となって、学級担任や養護教諭らと連携し、目的と(①)を決め、対象児童生徒を抽出する。対象児童生徒に対して、(②)の結果から個人目標を設定する。栄養教諭は、目標を達成するために(③)を立て、その(③)を対象児童生徒が実行するための(④)を設定する。(④)は「できた」「できない」が明確に判断できるものにするとともに、(④)の実行率を高めるために、栄養教育を実施する。実施中の対象児童生徒への働きかけや観察について学校内や家庭での連携の計画も立てる。栄養教諭は、相談指導の終了時に再(②)を行い、変化を確認するとともに個人評価を行う。

【栄養教諭】

(答えはすべて解答用紙に記入しなさい。)

7 小学校における指導に関する次の各問いに答えなさい。

(1) 次の各文は、「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」の教科「家庭」において調理の基礎として示された内容の一部である。①～④の下線部が正しければ○を、誤っている場合は正しい語句をそれぞれ答えなさい。

(2) 調理の基礎

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 調理に必要な材料の分量や手順が分かり、①だしの取り方について理解すること。

(イ) 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及び加熱用調理器具の安全な取扱いについて理解し、適切に使用できること。

(ウ) 材料に応じた洗いや、調理に適した切り方、味の付け方、盛り付け、配膳及び②後片付けを理解し、適切にできること。

(エ) 材料に適した③ゆで方、いため方を理解し、適切にできること。

(オ) 伝統的な④完全食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を理解し、適切にできること。

(2) 次の各文は、「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」の教科「体育」において病気の予防として示された内容の一部である。(①) ～ (③) にあてはまる最も適切な語句を答えなさい。なお、同じ番号の () には同じ語句が入るものとする。

(3) 病気の予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 病気の予防について理解すること。

(ア) 病気は、病原体、(①)、生活行動、環境が関わりあって起こること。

(イ) 病原体が主な要因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや病原体に対する (①) を高めることが必要であること。

(ウ) 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、適切な運動、栄養の偏りのない食事をとること、(②) を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。

(エ) 喫煙、(③)、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

(オ) 地域では、保健に関わる様々な活動が行われていること。

イ 病気を予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

【栄養教諭】正解・解答例

1

- (1) ① 体力 ② 道徳科 ③ 特質
 ④ 教科等横断的 ⑤ 評価 ⑥ カリキュラム・マネジメント
- (2) ① 栄養量 ② 内容 ③ 調理
- (3) ⑤

配点：各2点×10

20点

2

- (1) ① 発症予防 ② 推奨量 ③ 目標量
- (2) ① 給食時間 ② 全体計画 ③ ナトリウム
 ④ 栄養バランス
- (3) イ

配点：各3点×8

24点

3

- (1) ① エ ② オ ③ キ ④ カ
- (2) ① サルモネラ属菌 ② 腸管出血性大腸菌
 ③ カンピロバクター
- (3) ① 検収室 ② ○ ③ 褐変 ④ こすり

配点：各3点×11

33点

4

- (1) ウ、カ (完答)
- (2) ア 即時型 イ 口腔アレルギー症候群
 ウ ソバ エ 魚類
 オ 内服薬 カ アドレナリン自己注射薬

配点：各4点×7

28点

5

- (1) ① 自然 ② 行動 ③ 持続可能
 ④ 食文化 ⑤ 食料自給率
- (2) ① 50 ② 0 ③ 12 ④ 90

配点：各3点×9

27点

6

- (1) エ
- (2) ① 期間 ② アセスメント ③ 栄養補給計画 ④ 行動計画

配点：各4点×5

20点

7

- (1) ① 調理計画 ② ○ ③ ○ ④ 日常食
- (2) ① 体の抵抗力 ② 口腔の衛生 ③ 飲酒

配点：各4点×7

28点

kyosai-guide.jp